

B I C定額ギガ放題 a uスマホ割(2年)に係る特例措置の適用に関する特約 (平成28年7月1日・第2版)

(本特約の適用)

第1条 株式会社ラネット（以下「当社」といいます。）は、本特約により当社のBIC WiMAX SERVICE 契約約款（以下「約款」といいます。）に定める料金その他の提供条件と異なる取扱いを行います。なお、本特約で使用する用語の意味は、本特約に特段の定めがない限り、約款で定義する用語の意味に従うものとします。

(約款との関係等)

第2条 本特約は約款と一体となって適用されるものとし、約款が廃止された場合は、本特約も廃止します。

2 本特約と約款とが矛盾する場合は、本特約に定める内容が優先します。

3 本特約に定めのない事項は、約款の規定に従います。

4 当社が約款を改正した場合、改正前の約款を適用、引用又は準用等する本特約の規定は、改正後の約款の相当する規定を適用、引用又は準用等します。

(特例措置の適用)

第3条 当社は、第1号に定める適用要件のいずれにも該当する料金契約について、B I C定額ギガ放題 a uスマホ割(2年)へ料金種別を変更する場合に、BIC WiMAX SERVICE 契約者から特段の申込みがあったときは、変更後の最初の満了月までの間、約款に定める基本使用料の料金額に代えて、第2号に定める料金額を適用する取扱い（以下「本特例措置」といいます。）を行います。

ただし、当社が別に定めるところにより、平成28年3月31日までにサービス取扱所へその申込みを行った場合に限りします。

(1) 適用要件

①当社の指定する機器の購入と同時に締結されたWiMAX 2+サービスに係る料金契約であって、その提供開始日が平成26年7月31日以前のものであること。

②現にB I C定額ツープラス 又はB I C定額ツープラス a uスマホ割(2年)の適用を受けている料金契約（定期プラン特約の適用を受けているものに限りします。）であること。

③過去に本特例措置の適用を受けたことがない料金契約であること。

(2) 料金額

1 料金契約ごとに月額

区 分	適用期間	料金額（税抜）
基本使用料	1年目	3,696円
	2年目	4,380円
備考 本特例措置の適用を開始した日を含む料金月から起算して12料金月経過ごとに1年として取り扱います。		

2 当社は、BIC WiMAX SERVICE 契約者からの申出の有無にかかわらず、本特例措置の適用と同時に定期プラン特約を適用します。

(その他の取扱い)

第4条 当社は、本特例措置の適用を受ける料金契約について、約款の規定にかかわらず、次の各号のとおり取り扱います。

(1) B I C定額ギガ放題 a uスマホ割(2年)の適用期間は、本特例措置の適用を開始した日を含む料金月から起算するものとし、変更前の料金種別に係る適用期間は引き継ぎません。

(2) 本特例措置の適用を受ける料金月については、おトク割及び長期利用割引を適用しません。

(本特約の変更)

第5条 当社は、本特約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本特約によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社が指定するウェブページに掲示します。

附 則（平成27年11月1日）

本特約は、平成27年11月1日から実施します。

附 則（平成28年7月1日）

この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。